

生駒市条例第 2 3 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 2 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年 9 月生駒市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「占める職員」の次に「及び同法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の分限に関する条例（昭和 2 7 年 1 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

5 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 2 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 2 7 年 1 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「月額」の次に「（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員につ

いては、報酬（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）第17条から第19条までに規定する報酬を除く。）の額）」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成11年3月生駒市条例第2号）第2条第2項第3号

(2) 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）第2条第2項第3号及び第11条第3号

（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「それぞれの基準日」の次に「又は生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）第12条第1項若しくは第21条において準用する給与条例第15条第1項に規定するそれぞれの基準日」を加える。

第 8 条中「職員」の次に「（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 7 条 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 1 月生駒市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 0 3 条の 2 第 4 項」を「第 2 0 3 条の 2 第 5 項」に改める。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 8 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 3 を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第 1 7 条の 3 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

附則第 2 3 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

（生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 9 条 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 3 年 1 2 月生駒市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、職員」の次に「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。）」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

（生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 1 0 条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和 4 7 年 1 0 月生駒市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第19項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第20項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

（生駒市職員の旅費支給条例の一部改正）

第11条 生駒市職員の旅費支給条例（平成2年6月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第10項中「前項」の次に「（新たに採用された法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、第2項から第9項まで）」を加える。

第17条の2第2項中「職員」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第24条中「（昭和25年法律第114号）」を削る。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「企業職員で常時勤務を要するもの及び」を「企業職員で、常時勤務を要するもの、」に、「職員（以下」を「もの及び同法第22条の2第1項第1号に掲げるもの（以下これらを）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の手当の種類は、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。